令和２年度
「いじめ防止基本方針」

七尾市立七尾東部中学校

令和２年度　　「学校いじめ防止基本方針」　　七尾市立七尾東部中学校

（１）いじめの問題への基本姿勢

・いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つで、学校が組織的に対応することが必要である。
・全ての生徒に関する問題であり、いじめの防止等の対策は、安心な学校生活を送り、様々な活動が行われるよう、学校内外を問わず、いじめが行われないよう取り組みを進める。
・全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、「いじめ」は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分理解させる。

①　学校を挙げた積極対応

（ア）学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する。
（イ）警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する。
（ウ）いじめの問題に組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことができる環境を整える。
（エ）いじめ防止のための取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

②　平時からの基本姿勢

（ア）いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識する。
（イ）「いじめは人間として絶対に許されない」という意味を、学校教育全体を通じて生徒一人一人に徹底する。
（ウ）生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が意識する。
（エ）いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
（オ）定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

（２）いじめの防止等のための組織及び取組等

①　「学校いじめ防止基本方針」の策定（本紙）
②　「いじめ問題対策チーム」の設置
・複数の教職員や心理及び福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成する
〔構成員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、生徒指導サポーター、いじめ対応アドバイザー、児童生徒支援、学年生徒指導〕

（３）いじめの定義

平成25年9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」より、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットと通して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

※留意点

・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
・下記のような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
＊好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合
＊軽い言葉で相手の傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合
ただしこれらの場合であっても、法が定義する「いじめ」に該当するため「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

（４）いじめを許さない学校づくりのために

①いじめは「どの学校でも・どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識する。
・日頃から、児童生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識、学校教育全体を通して、生徒一人一人に徹底する。
・いじめられている生徒については､学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
・いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要である。
・インターネット上でのいじめの未然防止のために、情報モラルの指導や保護者への理解と協力を求めていく。

③生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
・教職員の言動が、児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒のいじめを助長したりすることのないようにすることが必要である。
・配慮が必要な生徒については日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
④いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
⑤定期的な調査と、必要に応じて、きめ細かな実態把握につとめ、情報を全職員で共有する。
・児童生徒が発するサインを見逃さないよう、児童生徒の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。なお、いじめの情報を学校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることとなる。

（５）いじめの態様

いじめの態様
・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 ・仲間はずれ、集団による無視をされる。 ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 ・金品をたかられる。 ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

（６）いじめの発見

＜学校で分かるいじめ発見のポイント＞

○いじめられている生徒の出すサイン

学校生活の中で、生徒たちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表しています。教師は、一人一人の生徒が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切です。

＜学校での一日＞

発見する機会	観察の視点(特に、変化が見られる点)
朝の会	○遅刻・欠席が増える　○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○表情がさえず、うつむきがちになる　○出席確認の声が小さい
授業の開始時	○忘れ物が多くなる　○涙を流した気配が感じられる ○用具、机、椅子等が散乱している　○周囲が何となくざわついている ○一人だけ遅れて教室に入る　○席を替えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる　○グループ分けで孤立することが多い ○発言に対し、しらけや潮笑が見られる　○保健室によく行くようになる ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいアダ名で呼ばれる
休み時間	○一人でいることが多い　○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ○用もないのに職員室等に来る　○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い
給食時間	○食べ物にいたずらをされる　○嫌われるメニューの時に多く盛られる ○グループで食べる時、席を離している ○その子どもが配膳すると嫌がられる　○好きな物を級友に譲る
清掃時間	○目の前にゴミを捨てられる　○最後まで一人でする ○椅子や机がぽつんと残る　○人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○用事がないのに学校に残っている日がある ○顔にすり傷や鼻血の跡がある　○部活動に参加しなくなる
動作や表情	○活気がなくおどおどしている　○視線を合わさない ○寂しそうな暗い表情をする　○教師と話すとき不安な表情をする ○手遊び等が多くなる　○言葉づかいが荒れた感じになる
持ち物や服装	○教科書等にいたずら書きされる　○刃物等、危険な物を所持する ○持ち物、靴、傘等を隠される
その他	○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○教材費、写真代等の提出が遅れる ○インターネットや携帯電誘のメールに悪口を書き込まれる

（７）いじめの対応

いじめられている生徒への対応	いじめられている生徒の保護者への対応
①いじめられている生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心感を与えるように努める。 ②決して一人で悩まず、友人や親、教師等相談しやすい相手に相談するよう指導する。 ③いじめの事実関係の正しい把握と、じっくりと生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。 ④謝罪や仲直り後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。 ⑤生徒の長所を積極的に見つけ認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。 ⑥いじめられている生徒を守り通すとの観点から場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等保護者と相談しながら弾力的に対応する。	①いじめの訴えをはじめ、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。 ②家庭訪問や来校依頼等による話し合いの機会を早急に持つ。その際、保護者の気持ちを十分に受け止め、対応策の協議に あたる。また学校として、いじめられている生徒を守り通すことを十分伝える。 ③いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。 ④学校や家庭での様子について細かく連携を図る。 ⑤必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。 ⑥家庭においても生徒の様子に十分注意してもらい、小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。
いじめている生徒への対応	いじめている生徒の保護者への対応
①いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。 ②いじめの傍観者からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。 ③集団によるいじめは、いじめの中心者が表面に出ていないことがある。いじめ集団内の力関係や、一人一人の言動を正しく分析して指導する。 ④いじめは犯罪であるという認識を理解させる。 ⑤いじめた生徒の心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせるなど人間関係や生活体験を豊かにする指導を継続して行う。 ⑥解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。 ⑦十分な指導後も、いじめが続く場合は、いじめる生徒の保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった生徒には立ち直りのための、個に応じた指導を工夫する。	①いじめの事実を正確に伝え、いじめられている生徒や保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。 ②いじめられた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。 ③いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。 ④生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え具体的に助言する。

（８）いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態と　は少なくとも次の二つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し、「いじめ問題対策チーム」で判断する。

○解消の要件

A. いじめに係る行為が止んでいること

・被害児童生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも３か月は続いて　いること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

B. 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・被害児童生徒本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

・**解消後の見守りの重要である。**いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

（９）ネットいじめ対応マニュアル

被害生徒	学校	加害生徒
書き込み（誹謗・中傷）の被害にあった。		
学校の担任か生徒指導担当に知らせる。	生徒指導担当は被害者にその内容の保存を依頼し、データを学校のPCに転送等で確保する。＜生指担当・PC担当＞	
保存したデータを学校のPCに転送する。	生徒指導担当は削除される前にできるだけ早急にデータを学校のPCに保存し、内容をプリントアウトする。 書き込みの内容によっては、警察に連絡する場合もある。 （犯罪、写真、電話番号の掲載、誹謗・中傷等） ※加害者が消去する前にチェックすべきこと。 (内容を複数の職員で吟味する) ①誰が書いたか。 ②誰について書いたか。 ③いつ書いたか。 ④何で(携帯かPCか)書いたか。 ⑤写真の有無。 ⑥URL ⑦メールアドレス等 ⑧HPを無料で提供している会社名等。 ⑨できればパスワード ⑩その他 ＜担任・生指担当・PC担当＞	
	①②が確認できた時点で両者の友達関係や出来事等を確認する＜担任･学年･部活顧問＞	
	内容が被害者に対しての誹謗・中傷に間違いないと判断された場合は加害者を呼び事実か否かを確認する。	
本人・保護者に進展等状況の説明を行う。 ＜担任・生指担当＞ 書き込みしたのが誰であるかどうしても突き止めたい場合は警察に相談するよう促す。	学担は加害者の親に連絡し、面接を求める。 学担は被害者の親に連絡し、事実関係を説明する。 保護者が納得いかない場合もあるので資料を提示する。 その際、データを所有していることや入手先は言わない。 もし、認めなかった場合に提示し確認する。＜担任・生指担当＞	【加害者が認めた場合】 ①原因　②本人以外の有無 ③いつ頃から　④善悪の認識 ⑤その他 学校に来てもらうか家庭訪問。 被害者への謝罪を促す。 ＜担任・生指担当＞ 【加害者が認めなかった場合】認めなかった場合に提示し確認する。
被害者へのケア ＜担任・相談・生指・SC＞		
	警察は被害者からの訴えに対して、プロバイダーに直接、「内容確認」、「削除」の依頼はできないので家庭裁判所へ申請してからになる。	加害者へのケア ＜担任・相談・生指・SC＞
	再発防止策　＜全職員＞	

Ⅰ．学校目標

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）

（国）いじめ防止基本方針
（県）いじめ防止基本方針

〈いじめに関する学校目標〉
○明朗で、思いやりのある生徒の育成
○いじめの生まれにくい学校づくり
○いじめの早期発見・早期対応・早期解決

七尾東部中学校いじめ防止基本方針

〈学校教育目標〉
ふるさとを愛し，主体的に学び，豊かな心と健康な身体を育み，たくましく未来を拓く生徒の育成
〈めざす生徒像〉
○粘り強い心と体をもつ生徒
○明朗で思いやりのある生徒
○目標をもって学習する生徒
○自主的に行動する生徒

Ⅱ．組織図

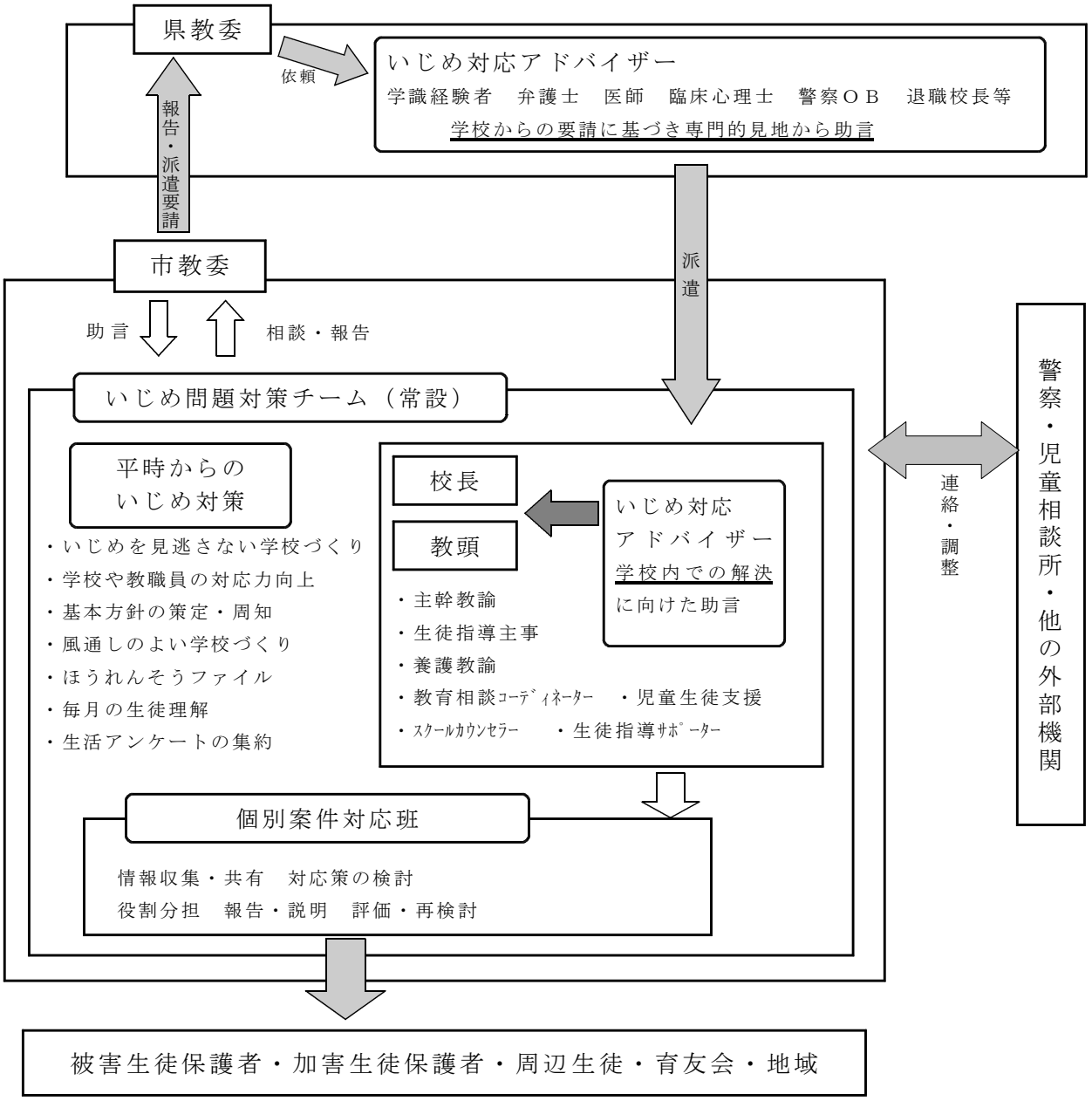

Ⅲ．各担当行動計画

（1）未然防止対策について

①各担当の行動内容

担　当	行　動　内　容
学校長	学校内の統制と全体指揮、緊急事態の確認・判断、関係諸機関への説明責任、各担当への指導・助言
教頭	各関係機関及び各担当の窓口、各関係機関及び各担当等へのコーディネーター的役割、各担当への指導・助言
生徒指導主事	・情報収集窓口、管理職（学校長・教頭）への報告等 ・月2回の生活アンケート調査、分析、対策案の提示 ・「ほうれんそう」ファイルの集約・整理 ・いじめに関する校内研修の計画・実施 ・いじめ対応アドバイザーとの連絡、調整 ・生徒指導サポーターとの連携 ・教育相談担当との連携窓口 ・学校生活における規律の確立 ①研究主任とも連携・協力し、体制を整える（学習面） ②生徒会担当とも連携・協力し、規範意識の育成・向上を図る（生活面）
教育相談コーディネーター	・生徒指導部会との連携窓口 ・教育相談計画 ・特別支援コーディネーターとも連携し、気になる生徒への支援や対策の検討・実施 ・個別支援シートへの記録記入・整理等 ・スクールカウンセラーとの連携窓口 ・教育相談担当と連携し、気になる生徒への支援や対策の検討・実施
児童生徒支援	・教育相談主任として、教育相談に関する迅速な情報収集と学校全体の組織的な取組の体制確立に向けた指導・助言を行う。 ・いじめ撲滅に向け、生徒指導主事と連携し、いじめ対策チームのアドバイザーとして個別案件対応班との連絡・調整と指導・助言を行う。 ・悩み事アンケートや学年の個別面談による情報収集や実態把握に努め、生徒や保護者の教育相談を積極的に促進する。
主幹教諭 （教務主任）	・規範意識向上やいじめに関する全校集会の開催 ・いじめ及び人権啓発等講演会の企画・運営 ・学級活動等における人間関係づくりの働きかけ ・家庭や地域と連携した取組の計画・実施
研究主任 学力向上担当	・わかる授業の推進 ・授業のユニバーサルデザインの推進 ・学習規律の確立（七尾東部スタンダード)、生徒指導主事とも連携・協力し体制を整える
養護教諭	・全校生徒の健康状態や欠席・早退状況等を把握しながら、生徒のささいな変化を見逃さないように努める。気になることは報告する。（学担・生徒指導主事・教育相談担当・管理職等へ）
スクールカウンセラー	・教育相談コーディネーターと連携・協力し、相談を希望する生徒や保護者に対応し、悩みや心配事へのカウンセリングを実施 ・スクールカウンセラーだよりを通して、カウンセリングや心の健康について啓発する。
生徒会担当	・生徒会が中心となる取組の企画・運営 ①規範意識の育成・向上を図る集会の企画・運営（学習規律・挨拶運動など） ②日常的な活動として、「いじめ追放」の取組の企画・運営（ネットルールづくり）
学年主任	・学級担任と連携をとりながら、生徒の動向の共通理解を図る。
（その他） ・各学級担任 ・全教職員	・生活ノート、アンケート、教育相談や学級での様子から、いじめの早期発見に努める。 ・全生徒の情報収集や共通理解を図るために、ほうれんそうファイルへの記録記入に努める。 ・授業等、学校生活においても観察等により、生徒のささいな変化にも気付くよう努める。 ・生徒が自己存在感を高め、生徒が「居場所」を実感できるような共通実践を図る。 ・道徳教育の充実による人権感覚や道徳性の育成を図る。
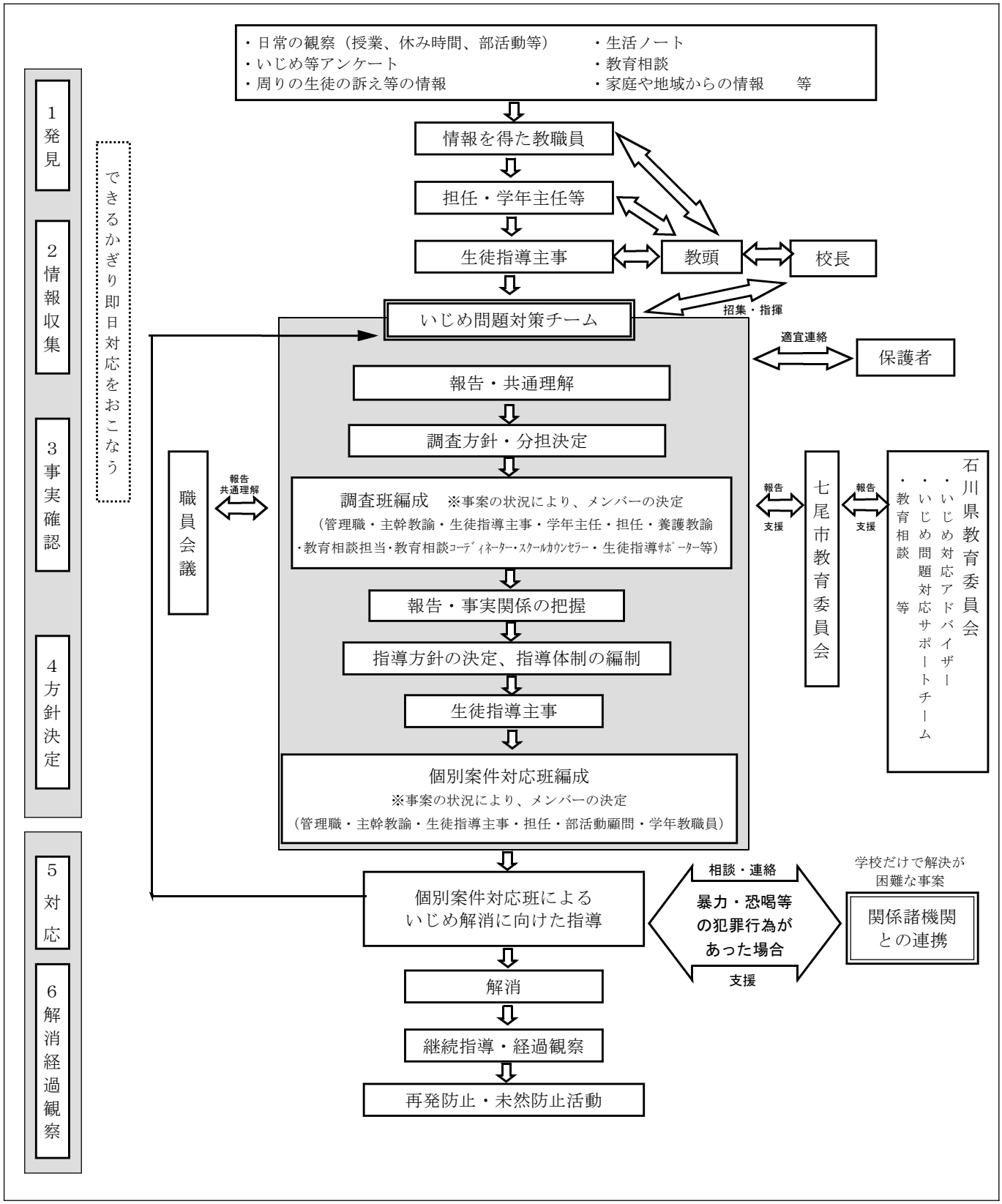
（２）いじめ問題発生時について（対応マニュアル）